



ご挨拶

日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年で29年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「イノベーションに資する技術情報の活用方策—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」をテーマとした研究報告書を「別冊パテント第30号」として発行する運びとなりました。

「イノベーション」をテーマとする研究は、別冊パテント第22号及び第26号でも発表しておりますが、範囲が広く、重要で会員の関心も高いテーマであることから、研究を深化させています。今回は、先使用を中心に、ライセンス、消尽に焦点を当てています。イノベーションによる国際競争力の獲得が我が国産業界の喫緊の課題であるとされているところ、特許制度に通じたイノベーションに資する技術情報の活用方策を探っています。従来権利行使に対する防衛のためとされた先使用权を、技術情報の積極利用という視点で活用できないか、また、特許消尽を回避するためライセンスの活用が実務においてはなされており、消尽とライセンスの視点からの技術情報を活用できないか研究しています。今回の研究成果としての論文が、皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

また、令和5年3月3日に開催した第20回公開フォーラム「先使用权—主要論点 大激論」の内容も掲載しています。研究員である学者及び実務家が、先使用权に関する主要論点について様々な立場から発表し、熱く議論していますので、こちらも皆様の研究や実務の一助になれば幸いです。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所長 中村 仁